

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 2 5

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 【再掲】福祉用具貸与に係る介護報酬の算定上の留意事項及び利用料の受領についての留意事項について
- 「食中毒」の予防について
- 高齢者施設等が従業員等を対象に自主的に行うPCR検査費用等に対する補助事業について【別紙1】
- 介護事業所のノーリフティングケア導入状況に関する調査について（照会）
- 令和3年度介護保険施設・事業者研修会（集団指導）の資料掲載と参加確認提出のお願い【別紙2】
- 長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事業について【別紙3】
- 介護保険事業者の指定について
- 総合事業に係る指定事業者の指定について
- 介護保険最新情報について

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

再掲

福祉用具貸与に係る介護報酬の算定上の留意事項及び利用料の受領についての留意事項について

(1) 福祉用具貸与に係る介護報酬の算定上の留意事項

介護給付適正化において、福祉用具貸与のサービス実日数と医療機関への入院期間又は介護保険施設への入所期間等との重複請求が散見されています。

介護保険制度では、在宅において、現にサービスを行った日数（実日数）を請求することが基本であり、在宅以外での入院や入所との重複は認められません。

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格とし、貸与期間が一月の利用日数に応じて、半月単位又は月額単位の計算方法が可能とされていますが、半月以内の利用の場合は15日、半月以上の利用の場合は30日（又は31日）といった、現に行った実日数ではない単なる算定上の日数で一律に請求されている給付実績が多数確認されます。この場合、給付請求額は正当であっても、日数が現にサービスを行った日数（実日数）ではないため、過誤申立を行い、正確な実日数に修正する必要があります。

介護給付費については、疑義が生じない適正な給付請求をお願いします。

【事例】 医療機関へ11/20～12/20まで入院した場合

11月分の給付請求 → (誤) 実日数30日で月額単位を算定
(正) 実日数20日で月額単位を算定

12月分の給付請求 → (誤) 実日数15日で半月単位を算定
(正) 実日数12日で半月単位を算定

【根拠法令】 H15. 6. 30 介護報酬に係る Q & A Vol. 2

～ 前文略 ～

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

(2) 利用料の受領についての留意事項

福祉用具貸与の利用料について、実際に自宅で福祉用具を貸与し利用しているにも関わらず、退院等でその月の利用日数がわずかな場合等を理由に、ケアマネジャーから又は福祉用具貸与事業所の担当者から、当該月の福祉用具貸与費を無料（免除）にするといった情報や相談がありますが、これは適切ではありません。

法定代理受領サービスとして提供される福祉用具の貸与を行った場合は、利用者から利用料の一部として、サービス利用料（レンタル費用）に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければなりません。法令上認められた減免措置によらずに、ケアマネジャーや事業者の独断で利用者負担を無料（免除）としたり、軽減したりすることはできません。

【基準第 197 条（予防基準第 269 条）】

問い合わせ先：介護保険課給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

「食中毒」の予防について

8月に入り、気温・湿度ともに高い気象条件が続いており、食中毒の原因になる細菌が非常に増えやすくなっています。

食中毒予防の3つのポイント（細菌をつけない・増やさない・やっつける）に注意して、食中毒を予防しましょう。

【参考】

厚生労働省 HP 食中毒

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html

高齢者施設等が従業員等を対象に自主的に行うPCR検査費用等に対する補助事業について

8月1日（日）、長野圏域に感染警戒レベル4（特別警報1）が発出されました。（別紙1）

事業者におかれましては、引き続き感染予防に努めてください。なお、事業者において標記検査を実施した場合は補助の対象となりますのでお知らせいたします。

- 1 補助対象期間 : 感染警戒レベル4以上が発令（8月1日）されている期間内及び期間解除後2週間以内（改めてご案内します）に実施した検査
- 2 補助対象検査回数 : 制限なし（※ただし、新規入所者は一人1回）
- 3 補助率・補助条件 : 【対象期間中に複数回検査を実施した場合】
補助率 9/10以内、補助上限額 23,000円/件
【対象期間中に1回のみ検査を実施した場合】
補助率 2/3以内、補助上限額 15,000円/件
- 4 補助対象範囲
 - (1) 当該施設等の従業員（非常勤職員やボランティアを含む）
 - (2) 期間中に施設に出入りする委託業者従業員
 - (3) 入所施設では新規入所者（短期入所を含む）
- 5 補助対象検査 : PCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査、抗原定性検査
※「検査キット」を使用した場合は、検体を返送し検査機関による検査を受ける場合と厚生労働省から製造販売承認を得ている体外診断用医薬品による検査が補助対象となります。
- 6 補助要綱等掲載 : 長野市HP : トップページ > 組織でさがす > 高齢者活躍支援課
> 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金
- 7 その他
前回の対象期間中（4月1日から6月18日）に標記検査を実施した事業者で、補助申請の提出が済んでいない事業者は、8月18日（水）までに補助申請書類の提出をお願いします。

問い合わせ先 : 高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL : 026-224-5094（直通）

介護事業所のノーリフティングケア導入状況に関する調査について（照会）

標題の件について、長野県介護支援課より下記のとおり照会がありましたので調査について御協力をお願いいたします。

記

3 介号外
令和3年（2021年）8月2日

介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

介護事業所のノーリフティングケア導入状況に関する調査について（照会）

日頃から県の介護行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、介護サービス事業所や介護施設等でのケア方法として「ノーリフティングケア」が行われているか実態を把握し、今後のノーリフティングケア推進の在り方及び行政支援の検討に資するため、本調査を実施します。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり調査にご協力をお願いいたします。

記

1 調査対象施設

県内介護サービス事業所及び介護施設

2 調査期間 令和3年8月2日（月）～9月20日（月）

3 回答期限 令和3年9月20日（月）

4 ながの電子申請サービスから回答

URL: https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14212

5 調査結果の取扱い

本調査結果は、県の施策立案の目的のみに使用するものとし、公表する場合は、個人及び事業所等の名称が特定される可能性のある部分は非公表とします。

問い合わせ先：長野県介護支援課介護人材係

TEL：026-225-7129（直通）

電子メール：kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp

令和3年度介護保険施設・事業者研修会（集団指導）の資料掲載と参加確認提出のお願い

令和3年6月7日号で介護保険施設・事業者研修会の中止についてご案内したところですが、研修会資料が長野県ホームページに掲載されましたのでお知らせします。

資料掲載先：（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆さまへの情報」→「1-2県からのお知らせ ○令和3年度介護保険施設・事業者研修会の中止について」

※表示画面の下段の「令和3年度介護保険施設・事業者研修会資料について」をクリックすると各種資料掲載画面が表示されます。

なお、今回の集団指導については、掲載資料をご確認いただき「令和3年度介護保険施設・事業者研修会受講確認兼質問票」別紙2を提出いただくことで受講有無の確認とさせていただきます。

※居宅介護支援事業所並びに地域密着型サービスに関する集団指導については、実施方法について検討中ですので、詳細が確定しましたら別途ご案内いたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事業について

長野県介護支援課より、標題の事業について周知依頼があったのでお知らせいたします。本事業は、国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（2021年4～6月分）」を受給していない事業者を対象に、「特別応援金」を支給する事業です。詳しくは【別紙3】及び「長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金ホームページ」を御確認ください。（URL）<https://www.shinshu-ouen.jp/>

問い合わせ先：長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事務局
電話：026-262-1807（委託先：㈱JTB長野支店）
受付時間：午前9時15分から午後5時15分まで
（土日・祝日を除く）



介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和3年8月1日付け指定分

□訪問看護・介護予防訪問看護

介護保険事業者番号	2060190507		
事業所名称	訪問看護ステーションきいろ		
事業所所在地	長野市吉田二丁目8番24号 幸ハイツ 101号室		
事業所電話番号	026-262-1946	事業所FAX番号	026-262-1947
開設者の名称	Hinata株式会社	営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30	看護員数	3人
通常の事業実施地域	長野市、千曲市、中野市、須坂市		

□通所介護

介護保険事業者番号	2070107558		
事業所名称	やまぼうし		
事業所所在地	長野市大字大豆島1638番地		
事業所電話番号	026-214-3802	事業所FAX番号	026-214-3803
開設者の名称	合同会社共生	営業日	月～金
サービス提供時間	9:00～16:10	定員	20人
通常の事業実施地域	長野市（第三～第五・芹田・古牧・三輪・吉田・朝陽・柳原・大豆島・真島・若穂）須坂市（井上・米持）		

□地域密着型通所介護

介護保険事業者番号	2090101227		
事業所名称	ジョイリハながの上高田		
事業所所在地	長野市大字高田1349番地1		
事業所電話番号	026-224-1175	事業所FAX番号	026-224-1176
開設者の名称	相馬商事株式会社	営業日	月～金
サービス提供時間	①9:15～12:20 ②12:45～15:50	定員	①18人 ②18人
通常の事業実施地域	長野市		

総合事業に係る指定事業者の指定について

新たに指定された介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者についてお知らせします。

令和3年8月1日付け指定分

□第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

介護保険事業者番号	2070107558		
事業所名称	やまぼうし		
事業所所在地	長野市大字大豆島1638番地		
事業所電話番号	026-214-3802	事業所FAX番号	026-214-3803
開設者の名称	合同会社共生	営業日	月～金
サービス提供時間	9:00～16:10	定員	20人
通常の事業実施地域	長野市（第三～第五・芹田・古牧・三輪・吉田・朝陽・柳原・大豆島・真島・若穂）		

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 999】

令和4年1月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

【介護保険最新情報 Vol. 1000】

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについて

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。



ながの縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp